

補償契約書

堺市が施行する（工事名）によって生じた損害等に対する補償について、堺市（以下「甲」という。）と建物等所有者（以下「乙」という。）は次の条項により損失補償契約を締結する。

第1条 甲は、次に掲げる建物等に生じた損害等に対し、次に掲げる補償金額を乙に支払うものとする。

(1) 建物等の表示

所在地

種類、構造

(2) 損害等の内容、程度

(3) 補償金額

第2条 甲は、本契約締結後、乙の請求により速やかに第1条の補償金を支払うものとする。

第3条 乙は、第1条に定める損害等に対する補償は全て解決したことを確認し、今後いかなる事情が生じても、本契約に基づくもののほか一切の請求、又は異議申し立てを行わないものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

年 月 日

(甲) 堺市

代表者 堺市上下水道事業管理者

印

(乙) 住所

氏名

印